



「疾病、傷害及び死因の統計分類」 (ICD-11準拠) の告示について

「疾病、傷害及び死因の統計分類」とは

わが国では、統計法に基づく統計基準の一つとして「疾病、傷害及び死因の統計分類」を定め、告示している（平成27年2月13日総務省告示第35号。令和6年5月15日総務省告示第164号一部改正）。

○目的

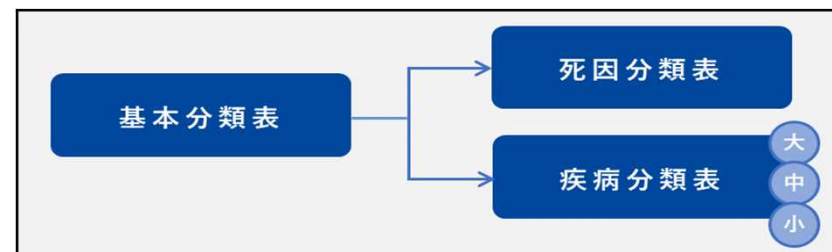
公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、その統一性又は総合性を確保し、利用の向上を図ること。

○「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」との関係性

「疾病、傷害及び死因の統計分類」の設定にあたっては、世界保健機関（WHO）が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems: ICD）に準拠し、わが国の疾病構造等にも考慮することとされている。

○構成

基本分類表、疾病分類表、死因分類表の3分類により構成されている。



○国内の公的統計への適用に当たって留意すべき事項

本分類の適用にあたっては、分類表の各表の分類項目を集約し、又は細分することができる。ただし、分類表の各表の最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目は、集約することができない。

「疾病、傷害及び死因の統計分類」のICD-11への準拠

- 現行の「疾病、傷害及び死因の統計分類」**
ICD-10（2013年版）に準拠している。



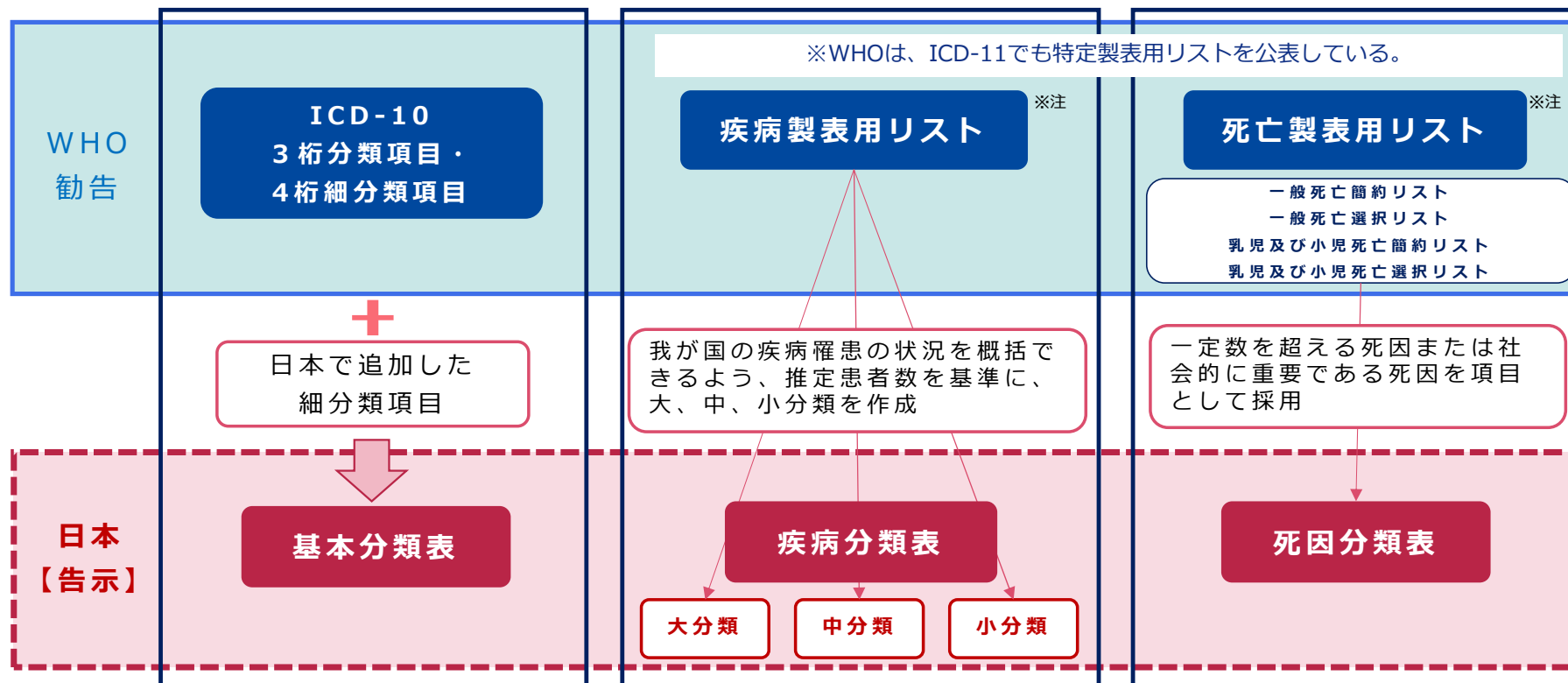
⇒ WHOより2022年に発効されたICD-11に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」の使用に向けて、告示改正のための準備・調整等を進めている。

出典、参考

- ・統計法（平成十九年法律第五十三号） 第一章 総則、第二章 公的統計の作成
- ・総務省、「統計法について」. https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/1-1n.htm
- ・厚生労働省、「令和6年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」. https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/dl/manual_r06.pdf
- ・国立印刷局、「インターネット版官報 平成27年2月13日号外」. <https://kanpou.npb.go.jp/old/201502.html>
- ・総務省告示第三十五号（平成二十七年二月十三日）

我が国で使用している「疾病、傷害及び死因の統計分類」の分類表

我が国においては、「疾病、傷害及び死因の統計分類」として**基本分類表**、**疾病分類表**及び**死因分類表**の3種類の分類表が告示されている。疾病分類表と死因分類表は、WHOから提案された特定製表用リストをもとに作成されている。



注) 3桁分類表が詳しくすぎるという場合に使用するよう作られたもの。これまで異なる国々で使用されてきた異なるグループ化によって重要な疾病や疾病群の国際比較ができなくなることはないようデザインされている。

※ Mortality Tabulation List V2023 : <https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docN6405268FABF33633316d3b9fdccd887ef485862b4f8786625d361fad04435cae837c7e402649>
 Morbidity Tabulation List V2023 : <https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docN6405268FABF3e377c8264e82b415eea50ccd7265a6c088f124a673c3a61f547cdb7717460fc7>

ICD-11 死亡・疾病統計用分類（ICD-11 MMS）の構成

ICD-11には、新たなChapter・Sectionの設置、様々な使用目的の想定、完全電子化、言語や文化に依存しない概念的枠組みといった様々な特徴がある。

WHOが公表しているReference Guideによると、ICD-11 for Mortality and Morbidity Statistics（MMS）上のコードは、単独で使うことのできる「ステムコード」、ステムコードと組み合わせて使う「エクステンションコード」に分けられる。

Chapter・Sectionの名称に「Supplementary」（補助の、追加の）「Extension」（拡張、延長）が使われているとおり、新たな概念の「伝統医学」「生活機能評価」「エクステンションコード」に収録されるコードは、いずれも第1章から第25章とは異なり、任意に補足又は追加のコードとして使用することとされている。

	ステム	エクステンション	単独使用の可否
01 Certain infectious or parasitic diseases ~ 25 Codes for special purposes	●		●
26 <u>Supplementary</u> Chapter Traditional Medicine Conditions - Module I	●		△ ^{※1}
V <u>Supplementary</u> section for functioning assessment	●		△ ^{※2}
X <u>Extension</u> Codes		●	×

※1 ICDの第1章から第25章の概念と合わせて使用することが推奨されている（事務局仮訳）。

※2 生活機能の分類項目及び評価点は、ポストコーディネーション※3によって連結する（Generic functioning entityに関する記載、事務局仮訳）。

※3 複数のコードを組み合わせて記述することを「ポストコーディネーション」という（事務局仮訳）。

出典、参考

ICD-11 Reference Guide (11-05-2022 08:00 UTC). <https://icdcdn.who.int/icd11referenceguide/en/html/index.html>（2022年5月18日閲覧）

※1.2.4.4 Stem codes 1.2.4.5 Extension codes and postcoordination 1.2.5.1 Precoordination and Postcoordination in ICD-11

1.5 Traditional Medicine 2.11.2.2 Functioning entity: representation and coding structure より抜粋

以下、本日まで審議いただきたい内容

1. 「疾病、傷害及び死因の統計分類」として告示するICD-11の範囲について
2. 「疾病、傷害及び死因の統計分類」の変更案の作成方針について

1. 「疾病、傷害及び死因の統計分類」として告示するICD-11の範囲について

論点

○ ICD-11に準拠した統計基準の改正に当たり、ICD-11のどの範囲を準拠の対象とするか。

※準拠の対象となったコードのみが、基本・死因・疾病分類表の構成要素となる。

※現行の「疾病、傷害及び死因の統計分類」においては、ICD-10の全ての章が対象となっている。

一方で、2022年1月に公表されたICD-11は、ICD-10と比較して、用語の追加及び分類軸の変更等に加えて、新たな概念として任意に補足又は追加として使用するコードの章が追加されている。

参考	
01 Certain infectious or parasitic diseases ~ 25 Codes for special purposes	
26 <u>Supplementary</u> Chapter Traditional Medicine Conditions - Module I	第26章 補章 伝統医学の状態 – モジュール1
V <u>Supplementary</u> section for functioning assessment	V章 生活機能評価のための補助セクション
X <u>Extension</u> Codes	X章 エクステンションコード

1. 「疾病、傷害及び死因の統計分類」として告示するICD-11の範囲について

これまでの経緯及び現状

- (1) 統計基準である死因分類表及び疾病分類表策定にあたって参考としているWHOの死因・疾病製表用リストは、2023年に公表されたが、集計対象としては第1章～第25章のみが包含されており、第26章～X章のコードは包含されていない。
- (2) 第9回ICD部会（2022年6月開催）での第26章～X章に関する主なご意見
 - ・ 統計基準の告示は、公的統計以外での用語の使用を強制したり、制限したりするものではない。
 - ・ 和訳は必要だが、告示せずにWHOの動向を踏まえて改訂していく方が運用しやすいのではないか。
 - ・ 伝統医学の定義は曖昧であり、統計基準へ入れるのは時期尚早ではないか。
- (3) 伝統医学等が含まれる「統合医療」については、「統合医療」のあり方に関する検討会（平成25年2月）での報告書において「（療法の範囲について）現時点で一定の整理を行うことは困難」「患者・国民に十分浸透しているとは言い難い」とされ、現在、AMED研究等を通じて科学的知見の集積を行っているところであり、また、厚生労働省の事業において一般の方を対象とした情報発信も行っている。

今後の方針案

統計基準の策定にあたって、対象となるICD-11の範囲については、まずは第1章～第25章とし、第26章～X章については、上記（1）～（3）の点及び新しく加わった概念であり今後の取扱いが流動的である可能性がある点を考慮して、WHOでの取扱いや各種知見の集積状況等も注視しながら対応を検討していくことでしょうか。

2. 「疾病、傷害及び死因の統計分類」の変更案の作成方針について

論点

- 今般、ICD-11に準拠した新たな分類表の作成にあたり、どのような方針を定めるか。
 - ※ 我が国ではICDに準拠した基本分類表のほか、基本分類表を集約した死因分類表及び疾病分類表を定め、公的統計の表章に使用している。
 - ※ 死因分類表及び疾病分類表については、WHOから公表された死因・疾病製表用リストだけでなく、日本の死因・疾病構造や社会的な重要性を踏まえて、独自のものを作成してきた。

今後の方針案

ICD-11に準拠した新たな基本・死因・疾病分類表の作成方針は以下のとおりとしてはどうか。

- 基本分類表は、2023年1月に公表されたICD-11 for Mortality and Morbidity Statisticsに掲載されているコードをそのまま使用する。
- 死因・疾病分類表は、現行の分類表からの継続性や活用状況、国際比較可能性等を総合的に勘案して日本独自のものを作成する。
- 死因・疾病分類表ともに、適切な項目数について検討する。
- 疾病分類表については、現行の大・中・小分類という構成の必要性も検討する。
- 厚生労働科学研究（※）の成果を活用し死因・疾病分類表案を作成する。

※厚生労働科学研究「ICD-11の適用を通じて我が国の死因・疾病統計の向上を目指すための研究」（代表研究者：国立社会保障・人口問題研究所 所長 林玲子）